

事業法人通信

平成29年12月15日

作成・監修
朝日税理士法人

～平成29年度税制改正⑪～

平成29年度税制改正内容について概説する。当Noは平成29年度税制改正のうち、事業法人に係る主な項目の概要⑪で組織再編税制について記載する。

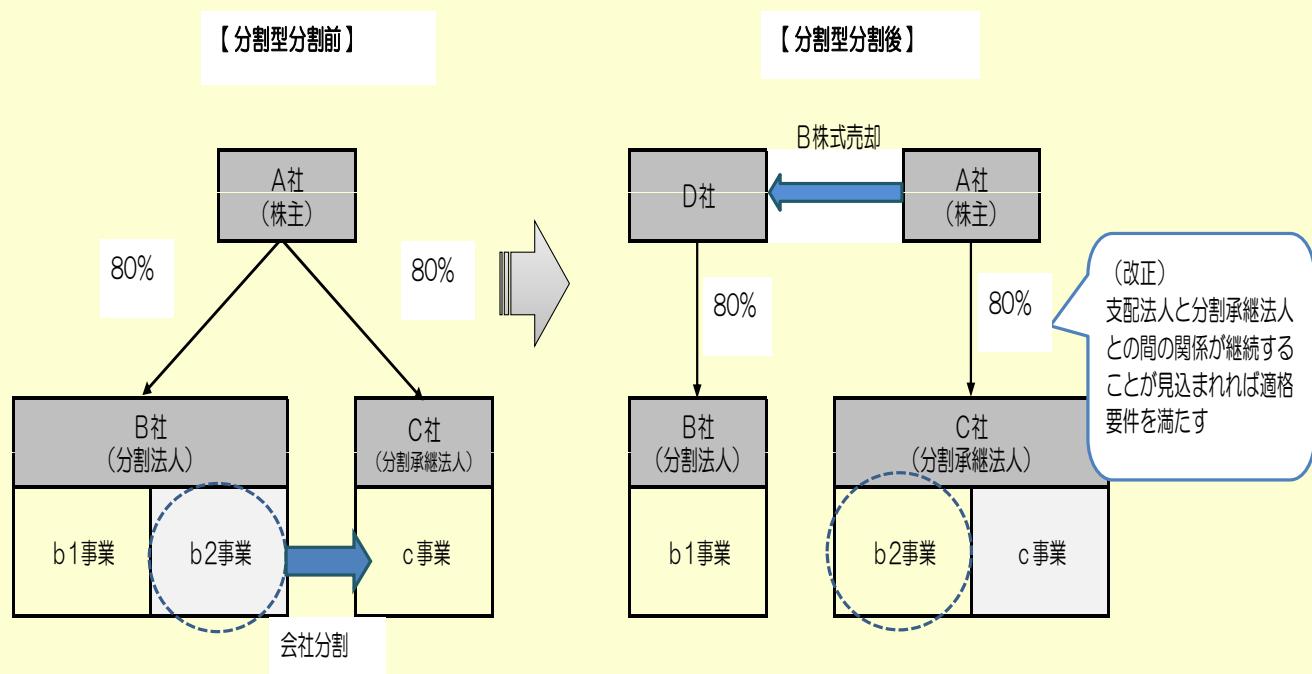
(ポイント)

- 組織再編税制における適格要件見直し
- 共同事業の適格要件見直し

1.適格要件の見直し

組織再編税制における適格要件について見直しが行われている。グループ内の組織再編の円滑化の目的のため、グループ内の分割型分割に係る適格要件のうち、関係継続要件の見直しがされた。以下の取扱いの適用時期は平成29年10月1日以後に行われる組織再編成についてである。

| 現行 | 改正 |
|----------------------------------------------|----------------------------------------|
| 分割後に支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれていること | 分割後に支配法人と分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれていること |



(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匠成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

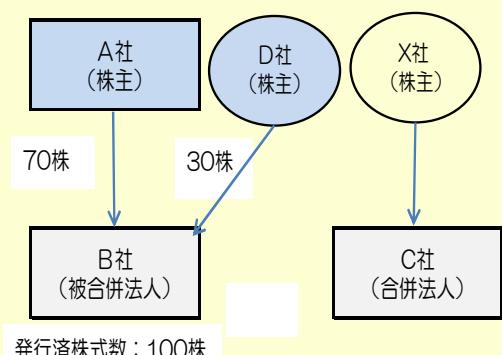
～平成29年度税制改正⑪～

2 共同事業の適格要件

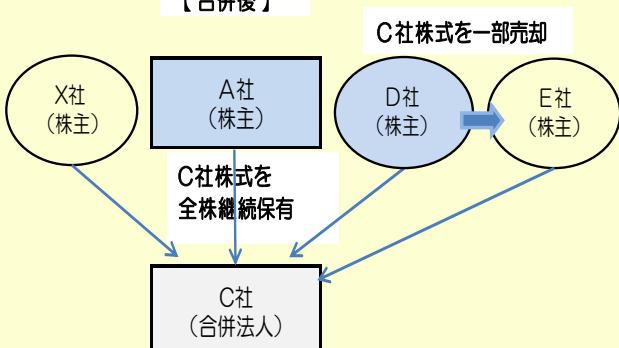
共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち、株式継続保有要件の見直しがされている。

| 現行 | 改正 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被合併法人等の株主が50人未満の場合に限り、交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の80%以上であること | 被合併法人等の株主数に関わらず、被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること |

【合併前】



【合併後】



(現行)
交付を受ける合併法人株式を継続保有する株主A社の保有する割合で判定
 $70\text{株}/100\text{株}=70\% < 80\%$
⇒株式継続保有要件を満たさない

(改正案)
被合併法人の発行済株式の50%超を保有する企業内株主であるA社が、合併により交付を受けた合併法人株式（C社株式）の全部を継続して保有
⇒株式継続保有要件を満たす

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(固定資産税特例)

中小企業等経営強化法に基づく税制措置に「固定資産税特例」がある。中小事業者等が平成29年4月から平成31年3月までに一定の設備を新規取得した場合に、固定資産税を3年間にわたり2分の1に軽減できるというものである。適用には、固定資産(償却資産)申告書に①工業会証明書②計画申請書③計画認定書それぞれの写し等を添付、自治体へ提出する。工業会証明書は、設備生産機器メーカー等へ発行依頼、設備メーカーを通じて工業会から取得する。計画申請書及び計画認定書の写しは担当省庁の主務大臣へ計画申請・交付してもらう。書類の毎年の更新は自治体裁量となっており、毎年又は複数年対応となる。ちなみに東京都では1年目申告時から対象設備の用途変更等がなければ、2・3年目提出償却資産申告書はこれらの書類を添付しなくとも、固定資産税特例を受けられるとしているようだ。いずれにしても確認が必要である。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。